

◆ 事業場からの騒音・振動について

◆ 時間によって基準値が変わります

今回は工場・事業場における騒音・振動規制についてお話しします。

騒音・振動に対しては生活環境を保全し、国民の健康の保護のためにそれぞれ、騒音規制法、振動規制法が定められています。作業環境測定での化学物質濃度は全国一律で基準値が決められていますが、騒音・振動規制法では生活環境保全の為に時間帯により基準値が変動します。

さらに行政が指定する地域によっても基準値は変わります。騒音・振動は測定義務がないことから近隣からの苦情が来て初めて自社の音が基準を

超えていることに気づく事業者も多いです。

◆ 対象について

規制地域の指定及び規制基準の設定は県・市で定められています。地域は第1種低層住居専用地域や商業地域及び準工業地域、というように土地の利用形態により地域分けされています。規制対象地域内で、著しい騒音・振動を発生させる施設「特定施設」を設置する場合、事前の届出が必要になります。特定施設は金属加工機械や空気圧縮機などが該当し、それらの中でも原動機の定格出力等で対象となるかが

決まります。

◆ 基準値について

騒音・振動の規制基準として、特定施設を設置する工場等の敷地境界における許容限度が表のように定められており、事業者は規制基準を守ることで義務付けられています。

愛知県「工場等騒音・振動の規制のあらまし」にある規制基準の表を見ると、騒音の60dB（デシベル）は普通の会話程度であり、基準値がかなり厳しいものであることが分かります。振動に関しては50dBを超えると半数の人が振動を感じるというような状況です。実際の測定では振動は問題ない場合が多いですが、特に夜間の騒音は基準値自体が低いため、基準を超えている事業所が多くあります。自分たちは慣れてしまっているケースもあるかと思えます。

一度、適切な管理がされているか確認してみてください

はいかがでしょうか。
(株)アイエンス

(表)

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時	7時～20時	20時～翌日の7時
第1種低層住居専用地域・ 第1種中高層住居専用地域・ 第2種低層住居専用地域・ 第2種中高層住居専用地域・ 田園住居地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域・第2種住居地域・ 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
都市計画区域以外の地域	60	55	50	65	60

出展：愛知県「工場等騒音・振動の規制のあらまし」